

## 20. 「粟宮北中央地区」地区計画

●都市計画決定:平成23年8月12日(告示第71号・決定)

名称	粟宮北中央地区
位置	小山市大字粟宮字東道上一部
面積	約16.1ha
建築物の用途の制限	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 1. 建築基準法別表第2(に)項第3号から第5号に掲げるもの 2. 畜舎
建築物の敷地面積の最低限度	165㎡ ただし、次に掲げるものについてはこの限りではない。 1. 当該地区計画の決定告示の日、現に存する当該規定に不適合となった敷地について、その全部を一つの敷地として使用するもの。 2. 当該地区計画の決定告示の日以降、公共事業によって、当該規定に不適合となった敷地全部を一つの敷地として使用するもの。 3. 公衆便所、交番その他これらに類する公益上必要な建築物の敷地として使用するもの。
壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から、隣地境界線及び道路境界線までの距離は1.0m以上としなければならない。 ただし、次の各号の一に該当する場合にはこの限りではない。 1. 敷地面積が165㎡未満の場合。 2. 軒の高さが2.3m以下の壁面を有しない車庫。 3. 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3m以下である建築物の部分。 4. 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3m以下で、かつ、床面積の合計が5㎡以内である建築物。
建築物の高さの最高限度	1. 建築物の高さは、前面道路の路面の中心から12m以下としなければならない。 2. 建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に1.25を乗じて得たものに10mを加えたもの以下でなければならない。
建築物等の形態又は意匠の制限	1. 建築物の外壁や屋根、工作物・広告物等の色彩はできるだけ原色を避け、良好な住環境にふさわしい落ち着いた色調のものとしなければならない。 2. 屋外広告物は、電飾(イルミネーション等)を多用する刺激的な表現を避け、その大きさ及び形状は周囲の景観に配慮したものとし、複雑になる場合は集約するように努める。
かき又はさくの構造の制限	道路に面する側のかき又はさくは、次の各号の一に掲げるものとしなければならない。 1. 高さ1.6m以下の生垣。 2. 高さ1.6m以下の金網その他これに類する透視可能なさくで、基礎を構築する場合には基礎の仕上がり高を前面道路から0.9m以下のもの。 3. 高さ1.6m以下の補強コンクリートブロック造等のへいで、道路境界より幅1.0m以上の植栽帯を設け、植栽を施すもの。

### <参考>

- ・建築基準法別表第2(に)項  
第3号:【ボーリング場、スケート場、水泳場等】  
第4号:【ホテル又は旅館】  
第5号:【自動車教習所】

※これは概要です。詳細は建築指導課にお問合せください。

# 地区計画区域図

